

●市民税所得割の額は入所児童の父母の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合、同一世帯の親族のうち最多所得者を「家計の主宰者」として、その方の市民税額も算定の対象となる場合があります。

#### 平成30年9月以降の保育料算定に関わる変更点

○未婚のひとり親を寡婦（夫）とみなす特例が設けられました。

婚姻によらないで母または父となった方は、地方税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けられませんが、保育料の算定上ではこのような保護者を寡婦（夫）とみなして計算することになりました。この特例を適用するには申請が必要です。該当の方は園に申し出てください。

○都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例が設けられました。

指定都市で課せられる地方税については、平成30年度から市民税8%、県民税2%に変更となりました。（指定都市以外は市町村民税6%、県民税4%）保育料は市町村民税から計算するので、この変更により指定都市に住所を有していた方とそれ以外の方で、同じ所得・控除内容であっても保育料が異なることとなります。これを是正するために、指定都市の市民税を8%から6%になおした額で保育料を算定することになりました。

#### 令和元年10月以降の保育料算定に関わる変更点

○幼児教育・保育の無償化が実施されました。

幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する3～5歳の全ての子ども、保育園や認定こども園などに通う0～2歳の市民税非課税世帯の子どもについて、保育料が無償化されることになりました。

実費徴収費用（日用品費、行事費、食材料費、通園送迎費など）は、無償化の対象外です。

給食費は、3～5歳の子どものうち、年収360万未満相当世帯及び第3子以降については、副食費の負担が免除されます。なお、0～2歳の子どもの給食費は、これまで通り保育料に含まれます。

#### 令和5年4月以降の保育料算定に関わる変更点

○五泉市独自政策（第3子以降無償化）が実施されました。

同一世帯において、第3子（年齢の高い方から数えて3人目）以降の児童にかかる保育料（給食費・バス利用料等は除く）が無料となります。

（市独自の政策として、国基準における多子軽減制度の「所得要件による年齢上限」を撤廃しました。）

※別居している兄弟がいる場合、保護者に監護され生計を一にしている証明として「教育・保育給付認定保護者別居監護申立書」を提出して下さい。